

	空 幕 援 第 4 8 号例規 2 7 . 1 0 . 1
一部変更	空 幕 援 第 1 4 号例規 2 9 . 3 . 3 1
一部変更	空 幕 援 第 3 0 号例規 2 9 . 6 . 2 6
一部変更	空 幕 援 第 1 2 号例規 3 1 . 3 . 2 9
一部変更	空 幕 総 第 2 4 7 号例規 令和元年6月27日
一部変更	空 幕 援 第 1 0 号例規 令和2年3月6日
一部変更	空 幕 募 援 第 2 7 号例規 令和3年3月18日
一部変更	空 幕 募 援 第 7 0 号例規 令和3年4月1日
一部改正	空 幕 募 援 第 5 8 号例規 令和4年3月24日
一部変更	空 幕 募 援 第 6 0 号例規 令和5年3月31日
一部変更	空 幕 募 援 第 2 0 2 号例規 令和5年12月1日
一部変更	空 幕 募 援 第 5 9 号例規 令和6年4月1日
一部変更	空 幕 募 援 第 4 4 号例規 令和7年3月31日

全部隊長
全機関の長 殿

航空幕僚長

航空自衛隊における若年定年等隊員の就職の援助について（通達）（登録報告）

標記について、平成27年10月1日から別冊により実施されたい。

なお、航空自衛隊における退職予定隊員の就職援護業務について（通達）（空幕援第28号24.4.6）（航空自衛隊報第1552号掲載）は、平成27年9月30日をもって廃止する。

関連文書：防人育（事）第7号（27.10.1）

添付書類：別冊「就職援助実施要領」

分類番号：B-30-056

保存期間：10年

保存期間満了時期：2026.3.31

作成年度：2015年度

枚 数：1枚、1冊

開示判断：開示

	空 幕 援 第 4 8 号 (2 7 . 1 0 . 1)
一部変更	空 幕 援 第 1 4 号 (2 9 . 3 . 3 1)
一部変更	空 幕 援 第 3 0 号 (2 9 . 6 . 2 6)
一部変更	空 幕 援 第 1 2 号 (3 1 . 3 . 2 9)
一部変更	空 幕 総 第 2 4 7 号 (令和元年6月27日)
一部変更	空 幕 援 第 1 0 号 (令和2年3月6日)
一部変更	空 幕 募 援 第 2 7 号 (令和3年3月18日)
一部変更	空 幕 募 第 7 0 号 (令和3年4月1日)
一部変更	空 幕 募 援 第 5 8 号 (令和4年3月24日)
一部変更	空 幕 募 援 第 6 0 号 (令和5年3月31日)
一部変更	空 幕 募 援 第 2 0 2 号 (令和5年12月1日)
一部変更	空 幕 募 援 第 5 9 号 (令和6年4月1日)
一部変更	空 幕 募 援 第 4 4 号 (令和7年3月31日)

就職援助実施要領

平成27年10月

航空幕僚監部

分類番号：B－30－056

保存期間：10年

保存期間満了時期：2026. 3. 31

作成年度：2015年度

冊 数：1冊

開示判断：開示

目 次

第 1	総則	
1	趣旨	1
2	定義	1
3	各級指揮官、隊員及び就職援護隊員の責務	2
第 2	組織及び業務	
1	組織	3
2	業務	3
第 3	就職の依頼等に関する事項	
1	就職の依頼等の対象範囲	5
2	就職の依頼等に関する基本事項	5
3	就職の依頼等のための手続	5
4	就職援護統制部隊援護業務課等の長による進捗管理等	7
5	援護協会との協力等	7
6	就職援護広報	8
第 4	就職の援助に資する施策	
1	職業訓練	8
2	退職管理教育	9
3	その他の施策	10
4	定年前異動	12
第 5	各種会同等	
1	援護業務課長等会同	12
2	援護室長等講習	12
3	援護主務者講習	12
4	幹部渉外広報課程	12
第 6	大臣への届出等	12
第 7	航空自衛隊クラウドシステム（後方支援サービス）による事務処理等	12
第 8	報告等	
1	分析等	12
2	報告	13
第 9	その他	13
別表	担当区域等一覧表	14
別図	就職援護組織	15
別紙様式	就職の援助に関する実施成果報告	16
付紙様式第 1	就職の援助に資する施策実績	17
付紙様式第 2	部内技能訓練実績	18
付紙様式第 3	部外技能訓練実績	19
付紙様式第 4	車両（自動車）操縦訓練実績	20
付紙様式第 5	通信教育実績	21
付紙様式第 6	部外委託による進路設計相談実施状況	22
付紙様式第 7	合同企業説明会参加状況	23
付紙様式第 8	3 等空佐以上の階級にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果	24
付紙様式第 9	1 等空尉以下の階級（任期制隊員以外）にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果	25
付紙様式第 10	1 等空尉以下の階級（任期制隊員）にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果	26

第1 総則

1 趣旨

この要領は、若年定年等隊員の就職の援助について（通達）（防人育（事）第7号。27.10.1）（以下「次官通達」という。）及び再就職等規制の運用に係る基本的事項について（通達）（空幕人教第25号令和3年4月1日）に基づき、航空自衛隊における若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職の援助
再就職の支援をいう。
- (2) 方面隊
航空方面隊をいう。
- (3) 方面隊援護業務課
方面隊司令部総務部援護業務課をいう。
- (4) 就職援護統制部隊
方面隊をいう。
- (5) 就職援護統制部隊援護業務課
方面隊援護業務課をいう。
- (6) 基地就職援護担当部隊等
基地（木更津、新潟分屯基地を含む。以下同じ。）において就職の援助（就職の依頼等に関するものを除く。）を担当する部隊等をいう。
- (7) 基地援護室
基地（三沢、入間、春日、那覇基地を除く。）に所在する就職の援助業務を担当する部署をいう。
- (8) 就職援護担当部隊等
航空幕僚監部人事教育部（以下「空幕人教部」という。）及び基地就職援護担当部隊等をいう。
- (9) 部隊等
編合部隊の司令部、編制部隊、独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関及び地方機関をいう。
- (10) 援護補助者
部隊等（就職援護担当部隊等を除く。）の長が実施する就職指導等を補佐する担当者をいう。
- (11) 若年定年等退職予定隊員
次官通達別紙第2第1項第1号に規定する若年定年等隊員をいう。
- (12) 応募認定退職予定隊員
次官通達別紙第2第1項第2号に規定する若年定年等隊員をいう。
- (13) 任期满了等退職予定隊員
次官通達別紙第2第1項第3号に規定する若年定年等隊員をいう。
- (14) 4号免職予定隊員
次官通達別紙第2第1項第4号に規定する若年定年等隊員をいう。
- (15) 再任用任期满了退職予定隊員
次官通達別紙第2第1項第5号に規定する若年定年等隊員をいう。
- (16) 割愛退職予定隊員
次官通達別紙第2第1項第6号に規定する若年定年等隊員をいう。

- (17) 退職予定隊員
若年定年等退職予定隊員及び任期満了等退職予定隊員をいう。
 - (18) 就職援護隊員
他の隊員についての就職の依頼等の規制を適用しない隊員を定める訓令（平成27年防衛省訓令第35号。以下「訓令」という。）第3条第1項に規定する就職援護隊員をいう。
 - (19) 管理職隊員
自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「隊法」という。）第65条の11第3項に規定する隊員をいう。
 - (20) 職業紹介希望隊員
次官通達別紙第2第1項に規定する職業紹介希望隊員をいう。
 - (21) 職業紹介希望退職者
次官通達別紙第2第1項に規定する職業紹介希望退職者をいう。
 - (22) 就職援助施策対象隊員
次官通達別紙第3第1項に規定する隊員をいう。
 - (23) 再就職等関連規則
隊法第5章第5節、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第5章第5節、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第3章第8節、訓令、次官通達及びこの通達をいう。
 - (24) 担当区域
就職援護統制部隊の長が就職の援助を統制する地域をいう。
 - (25) 担当地区
基地就職援護担当部隊等の長が就職の援助を担当する地域をいう。
- 3 各級指揮官、隊員及び就職援護隊員の責務
- (1) 各級指揮官の責務
若年定年制及び任期制という特殊な任用制度の下において、任務に精励する若年定年等隊員の退職後の生活基盤を確保することは、在職中に不安を覚えることなく勤務し得ることにつながり、ひいては隊員の士気を高揚させるとともに、募集業務の円滑化に寄与する等、組織の精強性を維持するための必要不可欠な要素である。
この点を踏まえ、部下隊員を統率すべき各級指揮官は、就職援護広報を実施するとともに、隊員の就職の援助に資する施策を実施するなど、隊員の就職の援助に資する適切な指導や便宜を図り、組織的なサポートに努めなければならない。
なお、再就職等関連規則を理解し、規制内容に抵触することのないよう、部下隊員に再就職等関連規則を遵守させ、航空自衛隊に対する国民の信頼を損なうことのないよう努めなければならない。
 - (2) 隊員個人の責務
若年定年等隊員の退職後における生活基盤の安定及び確保は、個人の能力、健康及び心構えに負うところが大きい。したがって、若年定年等隊員は、常日頃から自己の啓発に努め、常に社会への適応性を高めなければならない。
 - (3) 就職援護隊員の責務
就職援護隊員は、職業紹介希望隊員の離職に際しての離職後の就職の援助及び職業紹介希望退職者に対する就職の援助を行うため、隊法第65条の2第1項の規制を受けない隊員として防衛大臣に指定された者であることを自覚し、再就職等関連規則を遵守しつつ、業務を遂行しなければならない。

第2 組織及び業務

1 組織

(1) 就職援護組織

別図のとおりとする。

(2) 就職援護隊員の指定

就職援護隊員は、訓令第3条第1項第3号に規定する事務又は業務を担当する部署に配置された者の中から、個別命令により指定する。

2 業務

(1) 航空幕僚監部人事教育部長（以下「空幕人教部長」という。）は、次に掲げる業務を実施する。

ア 就職の援助に係る総括及び指導に関すること。

イ 就職の援助に係る諸計画の策定及び実績の報告に関すること。

ウ 原則として、1等空佐である若年定年等退職予定隊員及び応募認定退職予定隊員の就職の援助に関すること（訓令第2条第1項第4号に規定する就職の依頼等（以下「就職の依頼等」という。）に関するものを除く。）。

エ 割愛退職予定隊員の就職の援助に関すること（就職の依頼等に関するものを除く。）。

オ 再就職等関連規則の遵守の徹底に関すること。

(2) 航空幕僚監部人事教育部募集・援護課長（以下「空幕募集・援護課長」という。）は、次に掲げる業務を実施する。

ア 前号に掲げる空幕人教部長の業務の補佐に関すること。

イ 1等空佐である若年定年等退職予定隊員及び応募認定退職予定隊員並びに1等空佐であった職業紹介希望退職者の就職の依頼等に関すること。

ウ 割愛退職予定隊員の就職の依頼等に関すること。

エ 広範な求人（地域・職種等）が見込める企業及び航空機の操縦職等に関する求人情報の収集、提供等に関すること。

オ 空幕人教部募集・援護課が就職の援助を担当する隊員に係る利害関係確認表（次官通達別紙第2第2項第2号に規定する利害関係確認表をいう。以下「確認表」という。）の通知に関すること。

(3) 航空幕僚監部人事教育部補任課長（以下「空幕補任課長」という。）は、確認表の確認に関する業務を実施する。

(4) 方面隊司令官は、次に掲げる業務を実施する。

ア 就職の援助に係る方面隊直轄部隊長の監督指導に関すること。

イ 方面隊司令部の所在する基地の就職の援助に関すること（就職の依頼等に関するものを除く。）。

ウ 援護協力団体との協力、調整等に関すること。

エ 地方公共団体（都道府県）への再就職に係る情報収集に関すること。

オ 再就職等関連規則の遵守の徹底に関すること。

(5) 方面隊援護業務課長は、前号に掲げる方面隊司令官の業務の補佐を実施する。

(6) 就職援護統制部隊の長は、別表に定める区分に従い、次に掲げる業務を実施する。

ア 担当区域内に所在する基地就職援護担当部隊等の長が実施する就職の援助の統制に関すること。

イ 担当区域内における就職の援助に係る諸計画の策定及び実績の報告に関すること。

ウ 援護協力団体との協力、調整等に関すること。

(7) 就職援護統制部隊援護業務課の長は、別表に定める区分に従い、次に掲げる業務を実施する。

- ア 前号に掲げる就職援護統制部隊の長の業務の補佐に関すること。
 - イ 広域求人情報の収集及び提供並びに使用の統制に関すること。
 - ウ 担当区域の基地援護室長が実施する就職の援助業務に関する進捗管理に関すること。
 - エ 就職援護統制部隊が所在する基地における基地援護室長の業務に関すること。
 - オ 担当区域における就職援護広報及び新規雇用企業開拓の推進に関すること。
 - カ 担当区域において再就職を希望する 1 等空佐及び退職時に 1 等空佐（特別昇任を除く。）であった職業紹介希望退職者の就職の援助に係る空幕募集・援護課長への協力及び支援に関すること。
- (8) 基地就職援護担当部隊等の長は、別表に定める区分に従い、次に掲げる業務を実施する。
- ア 担当地区内に所在する部隊等の長が実施する就職指導等の協力に関すること。
 - イ 担当地区内における就職の援助に係る諸計画の策定及び実績の報告に関すること。
 - ウ 担当地区内に再就職希望地が所在する任期満了等退職予定隊員の就職の援助に関すること（就職の依頼等に関するものを除く。）。
 - エ 担当地区内における隊員及び空幕人教部長が指定した隊員（航空自衛隊以外の機関に所属する隊員を含む。）の就職の援助に関すること（就職の依頼等に関するものを除く。）。
- ただし、当該隊員の就職の援助に関し、就職援護担当部隊等に移管した場合は、当該隊員の就職の依頼等は行わないものとする。
- オ 援護協力団体との協力、調整等に関すること。
 - カ 基地周辺の地方公共団体への再就職に係る情報収集に関すること。
 - キ 再就職等関連規則の遵守の徹底に関すること。
- (9) 基地援護室長は、次に掲げる業務を実施する。
- ア 前号に掲げる基地就職援護担当部隊等の長の業務の補佐に関すること。
 - イ 担当地区内に再就職希望地が所在する任期満了等退職予定隊員及び職業紹介希望退職者の就職の依頼等に関すること。
 - ウ 担当地区内における職業紹介希望隊員及び空幕人教部長が指定した隊員（航空自衛隊以外の機関に所属する職業紹介希望隊員を含む。）並びに職業紹介希望退職者の就職の依頼等に関すること。
- ただし、当該隊員の就職の援助に関し、就職援護担当部隊等に移管した場合は、当該隊員の就職の依頼等は行わないものとする。
- エ 地方協力本部派遣要員の服務状況の確認、人事管理等の実施に関すること。
 - オ 援護補助者の教育に関すること。
- (10) 部隊等の長は、若年定年等隊員の就職の援助に関して、その統制を受ける基地就職援護担当部隊等の長と密接な連携を図り、次に掲げる業務を実施する。
- ア 若年定年等隊員に対する就職指導に関すること。
 - イ 基地就職援護担当部隊等の長が行う就職の援助に係る協力及び支援に関すること。
 - ウ 隊員に対する再就職等関連規則の遵守の徹底に関すること。
 - エ 確認表の確認に関すること。
 - オ 援護補助者の指定及び指導に関すること。
- (11) 援護補助者は、次に掲げる業務を実施する。
- ア 前号ア～エに掲げる部隊等の長の業務の補佐に関すること。
 - イ 基地援護室との連絡・調整に関すること。
- (12) 中部航空警戒管制団技能訓練所長は、次に掲げる業務を実施する。
- ア 技能訓練等の企画及び調整に関すること。

- イ 訓練参加者の指導及び監督に関すること。
- (13) 航空気象群業務管理講習所長は、次に掲げる業務を実施する。
 - ア 業務管理教育の企画及び調整に関すること。
 - イ 業務管理講習所の管理及び運営に関すること。
 - ウ 受講者の指導及び監督に関すること。

第3 就職の依頼等に関する事項

1 就職の依頼等の対象範囲

就職の依頼等は、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に対して行うものとし、当該隊員以外の隊員及び当該退職者以外の就職の依頼等は行ってはならない。

2 就職の依頼等に関する基本事項

- (1) 職業紹介希望隊員は、再就職等関連規則を遵守し、各種施策及び援護組織を活用し在職中（やむを得ない理由により在職中に就職が決定せず退職を迎えた場合で、退職後も引き続き就職援護隊員から取り次がれる求人情報を希望する場合は、別途示される期間内）に再就職が決定するよう努めるものとする。
- (2) 就職援護隊員は、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者が再就職等関連規則を遵守し、在職中（やむを得ない理由により在職中に就職が決定せず退職を迎えた場合で、退職後も引き続き就職援護隊員から取り次がれる求人情報を希望する場合は、別途示される期間内）に希望、適性等に合致する再就職が決定するよう支援するものとする。

3 就職の依頼等のための手続

(1) 就職希望調査の実施

部隊等の長は、所属する退職予定隊員について、就職希望の有無等に関する調査を実施するものとする。この場合において、航空自衛隊以外の機関等に勤務する退職予定隊員の就職希望調査に関しては、空幕人教部長が実施するものとする。

(2) 就職援護担当部隊等の長への通知

部隊等の長は、前号の調査の結果及び職業紹介希望隊員の履歴書を次表の区分に応じ、それぞれ通知先に定める者に通知するものとする。

区分	通知先
1 等空佐の自衛官	空幕人教部長（募集・援護課長気付）
2 等空佐以下の自衛官	当該隊員の所属する部隊等の所在する地区を担当する基地就職援護担当部隊等の長

(3) 就職援護担当部隊等の指定等

ア 就職援護担当部隊等の指定

就職援護担当部隊等の指定は、次表に掲げる若年定年等隊員の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる部隊等とする。

区分	就職援護担当部隊等
若年定年等退職予定隊員	空幕人教部長が指定する就職援護担当部隊等
応募認定退職予定隊員	空幕人教部募集・援護課又は再就職希望地の所在する地区等を担当する基地就職援護担当部隊等（上記の部隊等を除く。）
再任用任期满了退職予定隊員	
4号免職予定隊員	
任期满了等退職予定隊員	再就職希望地の所在する地区を担当する基地就職援護担当部隊等
割愛退職予定隊員	空幕人教部募集・援護課

- イ 就職援護担当部隊等の変更
就職援護担当部隊等を変更する場合の要領については、別に示す。
- (4) 職業紹介をすることが不適当な営利企業等に該当しないことの確認
不適当な営利企業等に該当しないことの確認については、次によるほか、細部は別に示す。
 - ア 就職援護隊員は、次官通達別紙第2第2項第1号の規定に従い、職業紹介をすることが不適切な営利企業等に該当しないことを確認し、確認ができた営利企業等に係る情報に限り、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に取り次ぐものとする。
 - イ 確認表の確認
就職援護隊員は、次の手続により提出された確認表により、職業紹介希望隊員又は職業紹介希望退職者と職業紹介を希望する営利企業等との間に、利害関係の該当性がないことが確認できた場合に限り、援護協会等に職業紹介の希望を取り次ぐものとする。
 - (ア) 3等空佐以上の階級にある職業紹介希望隊員は、次官通達別紙第2第2項第2号の規定に基づき、職業紹介を希望する当該営利企業等との間の利害関係の該当性について、自ら確認表を記入し、当該基地等の調達業務を担当する会計隊長等（契約担当官）に、基地等調達に係る確認を受けた後、担当する就職援護担当部隊等の長を経由して、航空幕僚長（補任課長気付）に通知する。
また、3等空佐以上の階級にあった職業紹介希望退職者（特別昇任者を除く。）にあつては、職業紹介を希望する当該営利企業等との間の利害関係の該当性について、自ら確認表を記入し、担当する就職援護隊員を通じて所属していた当該基地等の調達業務を担当する会計隊長等（契約担当官）に、基地等調達に係る確認を受けるほかは、同様の手続とする。
なお、部隊等付を命ぜられた、又は命ぜられていた場合は、その直前の補職における職務（部隊等付を除く。）と職業紹介を希望する営利企業等との間の利害関係の該当性について確認をするものとする。
 - (イ) 空幕補任課長は、中央調達及び地方調達（基地等調達を除く。）に係る確認をし、航空幕僚長の確認を受けた当該職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者の確認表を、通知された就職援護担当部隊等の長を経由して、当該職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者へ通知する。
 - (ウ) 当該職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者は、確認された確認表を就職援護隊員に提出するものとする。
 - (エ) 3等空佐以上の職業紹介希望隊員は、（ウ）の規定により確認表を就職援護隊員に提出した後にあつても、職業紹介を希望する営利企業等との間の利害関係の該当性の变化に留意し、当該利害関係の該当性に疑義が生じた場合は、改めて担当する就職援護担当部隊等の長を経由して、確認表を航空幕僚長（補任課長気付）に通知し、確認を受けるものとする。
- (5) 求職手続
 - ア 就職援護担当部隊等の長は、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者の就職希望等を確認の上、援護協会等及び公共職業安定所等の長の定めるところにより、求職票の作成等、所要の手続を行うものとする。
 - イ 就職援護担当部隊等の長は、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者の再就職希望地が遠隔地である等の理由により、航空自衛隊の就職援護担当部隊等が求職手続を実施できない場合には、事前に調整の上、次表に掲げる職業紹介希望隊員の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる依頼先に求職手続を依頼することができる。この場合において、陸上自衛隊方面総監部又は海上自衛隊地方総監部への依

頼は、就職援護統制部隊の長を通じて行うものとする。

また、職業紹介希望退職者の区分は、職業紹介希望隊員時の区分を引き継ぐものとする。

なお、求職手続を依頼した場合には、再就職希望地の所在する地区を担当する基地就職援護担当部隊等の長にその旨を通知するものとする。

職業紹介希望隊員の区分	依頼先
若年定年等退職予定隊員	再就職希望地の所在する地区を管轄する陸上自衛隊方面総監部又は海上自衛隊地方総監部
任期満了等退職予定隊員	再就職希望地の所在する地区を管轄する地方協力本部長又は海上自衛隊地方総監部
上記以外の若年定年等隊員	都度別に示す。

(6) 紹介状の使用

就職援護隊員は、就職の依頼等を行う場合、援護協会等及び公共職業安定所の長の発行する紹介状を使用するものとする。

(7) 採否通知の処理

就職援護隊員は、援護協会等及び公共職業安定所から職業紹介希望隊員又は職業紹介希望退職者の採否についての連絡を受けた場合、その都度、当該隊員又は当該退職者の所属部隊等の長に採否を通知するとともに、採否通知書等（採用に限る。）及び求人票の写しを空募募集・援護課長に送付するものとする。

(8) 合同企業説明会

部隊等の長は、職業紹介希望隊員に対し、雇用情勢等再就職に必要な知識を付与するとともに、企業等の実態を把握させ円滑な再就職準備を図るため、地方協力本部等が実施する合同企業説明会に職業紹介希望隊員を参加させることができる。

4 就職援護統制部隊援護業務課等の長による進捗管理等

(1) 進捗管理等

ア 就職援護統制部隊援護業務課等の長は、担当区域内の就職の援助の進捗状況を掌握するとともに、区域内基地援護室等間の進捗状況、求人情報等の共有を図る。

イ 就職の援助に遅れがみられる職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に関しては、担当する基地援護室等に所要の指導、助言等を実施するほか、必要に応じ他就職援護統制部隊等を含む関係部署との調整を実施する。

ウ 空募募集・援護課長は、各種会同等の機会を活用し、就職援護統制部隊援護業務課等の長による進捗管理等状況について適宜確認し、必要な指導、助言等を実施する。

(2) 進捗管理等に係る情報共有要領

就職援護統制部隊援護業務課等の長による進捗管理等に係る情報共有の要領については、別に定める。

5 援護協会との協力等

(1) 就職援護隊員は、次官通達別紙第2第3項第1号の規定に基づき、就職の依頼等を行うものとする。

(2) 次官通達別紙第2第3項第2号の規定により設置される会議への参加者（基準）は、次表のとおりとする。

機関名	中央連絡会議	都道府県自衛隊退職予定隊員就職連絡会議	地域雇用協議会自衛隊退職予定隊員就職援護部会
参加者	空募人教部長 (空募募集・援護課長)	当該都道府県を担当地区とする基地就職援護担当部隊等の長	当該地域を担当地区とする基地就職援護担当部隊等の長

6 就職援護広報

部隊等の長は、各種団体、企業主等に対し、自衛隊及び自衛隊員に関する理解と評価を得るために必要な広報活動を行うものとする。ただし、これにより就職援護隊員以外の隊員が就職の依頼等を行うことができるものと解してはならない。

第4 就職の援助に資する施策

1 職業訓練

(1) 対象者

職業訓練の対象者は、就職援助施策対象隊員とする。

(2) 種目及び受講範囲

ア 技能訓練及び通信教育

(ア) 幹部自衛官及び准曹自衛官

- a 部内技能訓練、部外技能訓練及び通信教育の種目のうち、いずれか1種目を1回だけ受講できる。
- b 車両（自動車）操縦訓練を1回だけ受講できる。
- c 第3項第4号に規定する技術資格取得集合訓練に参加した者は、部内技能訓練、部外技能訓練及び通信教育を受講することはできない。
- d 再就職に際して、関連する資格を複合的に有することにより、再就職者の付加価値が高められ、より質の向上した再就職が期待できる場合に限り、技能訓練及び通信教育のいずれも1課目を受講できるものとする。

(イ) 任期制士

- a 部内技能訓練及び部外技能訓練の種目のうち、いずれか1種目を1回だけ受講できる。
- b 車両（自動車）操縦訓練を1回だけ受講できる。
- c 通信教育を1回だけ受講できる。

(ウ) 元自衛官の再任用として採用された隊員

一度自衛官を退職するまでに受講した職業訓練は回数に含めず、新たに受講できる。

イ 防災・危機管理教育

次の条件を満たす者が受講できる。

(ア) 地方公共団体の防災部局での再就職を希望する者

(イ) 災害派遣の任務を有する部隊又は機関において、2年以上所属し、及び1尉職以上の職位での実務経験を有する者

(3) 職業訓練の実施基準等

ア 技能訓練

- (ア) 中部航空警戒管制団司令は、入間基地（技能訓練所）において、部内技能訓練を実施するものとする。当該訓練の実施の細部については、別に示す。
- (イ) 第2航空団司令は、千歳基地において、部内技能訓練（二級ボイラー技士）を実施するものとする。
- (ウ) 第3術科学学校長は、芦屋基地において、部内技能訓練（第二種電気工事士）を実施するものとする。
- (エ) 基地就職援護担当部隊等の長は、部外技能訓練及び車両（自動車）操縦訓練を実施するものとする。
- (オ) 他自衛隊が実施する部外技能訓練については、別に示す。
- (カ) (ア) から (オ) までの参加者の発令は、個別命令による。

イ 通信教育

(ア) 就職援護統制部隊の長は、通信教育を実施するものとする。

(イ) (ア) の受講者の発令は、個別命令による。

ウ 防災・危機管理教育

(ア) 中部航空警戒管制団司令は、地方公共団体の防災部局で勤務するために必要な知識を付与するため、入間基地（技能訓練所）において、防災・危機管理教育を実施するものとする。当該教育の細部については、別に示す。

(イ) 他自衛隊が実施する防災・危機管理教育については、別に示す。

(ウ) (ア) 及び (イ) の受講者の発令は、個別命令による。

(4) 職業訓練等希望調査

ア 航空自衛隊の部隊、機関等における調査

基地就職援護担当部隊等の長は、担当地区内の第2号、第2項並びに第3項第3号から第5号まで及び第9号の各種施策（以下「職業訓練等」という。）の対象者について、職業訓練等希望調査を実施するものとする。

イ ア以外における調査

航空自衛隊以外の機関等に勤務する対象者の職業訓練等希望調査は、空幕人教部長が実施する。

2 退職管理教育

(1) 対象者

退職管理教育の対象者は、就職援助施策対象隊員とする。

(2) 種目及び受講範囲

ア 業務管理教育

幹部自衛官及び准曹自衛官を対象に実施する。

(ア) 中央講習

1回だけ受講できる。

(イ) 地域別講習

基地就職援護担当部隊等の長の定めるところによる。

イ 就職補導教育

任期制士を対象とし、任意の回数受講できる。

(3) 実施基準等

ア 業務管理教育

(ア) 中央講習は、航空気象群司令が府中基地（業務管理講習所）において、次表を基準として実施するものとする。当該講習の細部については別に示す。

区分	課目	備考
基本課目	営業及びセールス基本知識	部外委託契約による。
	ライフプラン設計	
	介護	
	社会保険制度	
	労務管理	
	業種説明	
	税制度	
	キャリアの棚卸	
	面接実技	

事業説明	就職援助	講師は、空幕募集・援護課長との調整による。
	予備自衛官制度	
	年金及び退職手当	
各種講話	OB講話・特別講話等	
その他	適性検査	部外委託契約による。
	自衛隊援護協会	関係団体等との調整による。
	保険（団体生命・傷害・防生協）	
	OB団体（つばさ会・隊友会）	
	航空気象群司令が定める課目	

(イ) (ア) の受講者の発令は、個別命令による。

(ウ) 地域別講習は、基地就職援護担当部隊等の長が次の内容を基準として実施するものとする。

- a 地域の定年退職自衛官の再就職状況
- b 地域における再就職の業種及び職種
- c 地域の求人動向
- d 再就職賃金状況
- e 先輩体験談
- f 企業研修
- g その他必要な事項

イ 就職補導教育

(ア) 就職補導教育は、基地就職援護担当部隊等の長が実施するものとする。

(イ) (ア) の受講者の発令は、個別命令による。

3 その他の施策

(1) 職業適性検査

基地就職援護担当部隊等の長は、就職援助施策対象隊員の適性に応じた就職指導及び職業訓練を行うため、希望する就職援助施策対象隊員又は必要と認める隊員に対し、厚生労働省が定める一般職業適性検査を基準として実施するものとする。

(2) インターンシップ

ア インターンシップは、就業体験だけでなく、企業見学（施設見学又は社員との懇談等）を含めた幅広いものをいう。

イ 基地就職援護担当部隊等の長は、若年定年等退職予定隊員又は任期満了等退職予定隊員のうち必要と認める隊員に対し、再就職者の早期離職を防止するとともに、再就職先の拡充を図るため、企業等における退職前のインターンシップを実施するものとする。

(3) 能力開発設計集合訓練

基地就職援護担当部隊等の長は、原則として、退職のおおむね10年前の若年定年等退職予定隊員に対し、将来の生活設計に必要な能力の再開発及び個人の活性化を図るため、能力開発設計集合訓練を実施するものとする。当該訓練の実施の細部については、別に示す。

(4) 技術資格取得集合訓練

ア 中部航空警戒管制団司令は、公資格取得のために自助努力をしている退職のおおむね10年前の若年定年等退職予定隊員に対し、国家試験等の取得のために、技術資格取得集合訓練を実施することができる。当該訓練の実施の細部については、別に示す。

イ アの参加者の発令は、個別命令による。ただし、当該訓練に参加した隊員は、第1項第2号に規定する職業訓練のうち、部内技能訓練、部外技能訓練及び通信教育を受講することはできない。

(5) 任期制士に対するライフプラン集合訓練

ア 基地就職援護担当部隊等の長は、任期満了等退職予定隊員のうち必要と認める隊員に対し、進路、就職援護状況、生活設計等に係る知識等を付与するため、ライフプラン集合訓練を実施するものとする。

イ ライフプラン集合訓練は、次表を基準として実施するものとする。

項目	実施内容	到達目標	時間	備考
ライフプラン教育	オリエンテーション	ライフプラン及び職業生活設計に関する基礎的な知識の習得	12時間	部外講師
	環境変化の認識			
	自己分析			
	ライフプラン作成			
	キャリア開発			
	将来展望の明確化			
就職の援助	就職援助業務	基礎的事項の理解	各1.5時間	部内講師
進路指導	任期制士制度及び人事管理			

ウ イの参加者の発令は、個別命令による。

(6) キャリアコンサルティング

基地就職援護担当部隊等の長は、隊員のキャリア形成を助け、再就職等進路に関する悩みや不安を軽減するに当たり、任期制隊員及びおおむね10年以内の若年定年等退職予定隊員の希望者を対象としたキャリアコンサルタント技能資格保有者による進路相談態勢を整備することができる。

(7) 遠隔地就職補導訓練

ア 部隊等の長は、遠隔地に就職を希望する職業紹介希望隊員に対し、合同企業説明会へ参加させるため、遠隔地就職補導訓練を実施することができる。

なお、必要に応じて、訓練を実施する部隊等の長が指名する者を訓練に参加させることができるものとする。

イ 部隊等の長は、遠隔地就職補導訓練の実施に当たっては、基地就職援護担当部隊等の長と調整を図るものとする。

ウ 基地就職援護担当部隊等の長は、担当地区外の遠隔地就職補導訓練実施地の所在する地区を担当する基地就職援護担当部隊等の長に必要な支援を依頼することができる。

なお、地方協力本部の支援を受ける必要がある場合には、基地就職援護担当部隊等の長が、当該訓練実施地の所在する地区を管轄する地方協力本部長に依頼するものとする。

(8) 部外委託による進路設計相談

部隊等の長は、就職援助施策対象隊員に対し、就職、生活設計等に関する相談業務を円滑に行うため、部外に委託した進路設計相談員（就職相談事務に関する専門的知識を有する者をいう。以下同じ。）を有効に活用するものとする。

(9) 任期制自衛官の退職後の進学に対する支援

ア 就職援護統制部隊の長は、次官通達別紙第3第6項の規定により通信教育を実

施することができる。

イ 部隊等の長は、任期満了等退職予定隊員に対して、アの通信教育を受講させることができる。

ウ イの受講者の発令は、個別命令による。

エ イの規定に基づく通信教育の受講回数は、職業訓練の通信教育として計上するものとする。

4 定年前異動

定年前異動については、別に定めるところによる。

第5 各種会同等

1 援護業務課長等会同

就職援護統制部隊の長、中部航空警戒管制団司令及び航空気象群司令は、航空幕僚監部（以下「空幕」という。）主催の援護業務課長等会同に所要の人員を参加させるものとする。当該会同の細部については、別に示す。

2 援護室長等講習

基地就職援護担当部隊等の長は、空幕主催の援護室長等講習に所要の人員を参加させるものとする。当該講習の細部については、別に示す。

3 援護主務者講習

就職援護統制部隊の長は、必要と認める就職援護隊員に対し、部外力を活用した援護主務者講習に参加させ、必要な識能を習得させるものとする。

4 幹部渉外広報課程

基地就職援護担当部隊等の長は、新たに援護室等に配置された就職援護隊員（幹部自衛官及び相当事務官等）に対し、空幕募集・援護課長と調整の上、可能な限り陸上自衛隊が実施する幹部渉外広報課程に入校させ、必要な識能を習得させるものとする。

第6 大臣への届出等

隊法第65条の11第1項に規定する防衛大臣への届出は、別に示す要領により行うものとする。

なお、就職援護担当部隊等の長は、担当した職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者の届出について支援するものとする。

第7 航空自衛隊クラウドシステム（後方支援サービス）による事務処理等

部隊等の長及び基地就職援護担当部隊等の長は、航空自衛隊クラウドシステム（後方支援サービス）を使用して必要な事務処理を行うとともに、当該システムにおいて取り扱う諸元を適正に維持管理し、その活用に努めるものとする。

第8 報告等

1 分析等

就職援護担当部隊等の長は、次の事項を実施し、就職の援助の適正化及び改善を図るものとする。

(1) 年度就職援助業務実績に係る分析

雇用情勢を把握するとともに、年度の就職の援助の実績を分析する。

(2) 意識調査

若年定年等隊員に対して意識調査を実施する。当該調査の実施の細部については、別に示す。

2 報告

- (1) 基地就職援護担当部隊等の長は、担当地区の就職の援助の年度実施成果について、別紙様式により、翌年度の4月10日までに担当区域の就職援護統制部隊の長（援護業務課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。
- (2) 就職援護統制部隊の長は、担当区域の就職の援助の年度実施成果について取りまとめ、別紙様式により、翌年度の4月20日までに航空幕僚長（募集・援護課長気付）に報告するものとする（23-W70（D））。

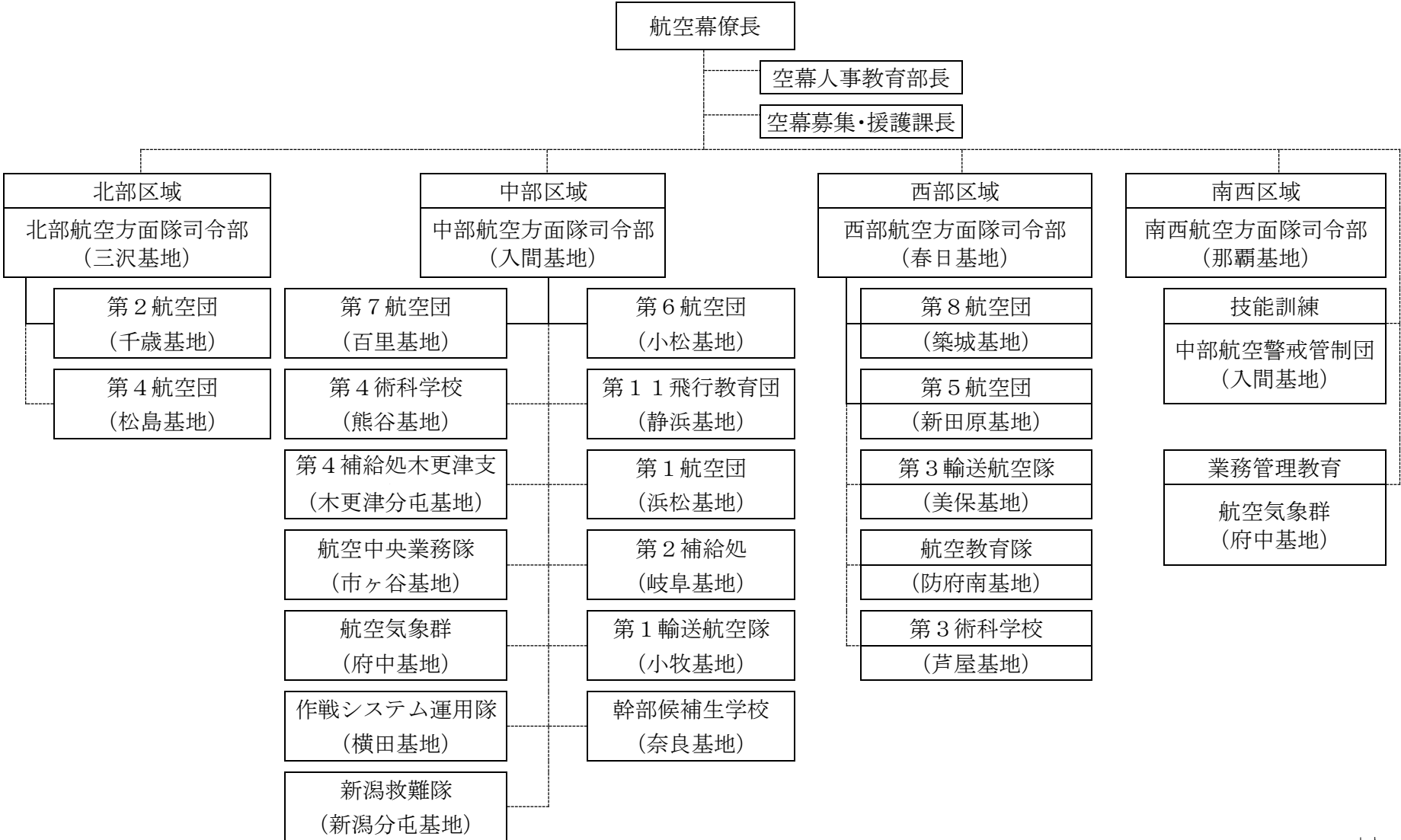
第9 その他

この通達の実施に関し、必要な事務処理要領は、空幕人教部長の定めるところによる。

担当区域等一覧表

担当区域	就職援護統制部隊	基地就職援護担当部隊等		担当地区	
		基地等	担当部隊等	都道府県	航空自衛隊の分屯基地等
北部	北部航空方面隊司令部	千歳	第2航空団	北海道	長沼、稚内、網走、根室、当別、奥尻島、襟裳、八雲
		三沢	北部航空方面隊司令部	青森、岩手、秋田	大湊、車力、東北町、山田、加茂、秋田
		松島	第4航空団	宮城、山形、福島	大滝根山
中部	中部航空方面隊司令部	百里	第7航空団	茨城	霞ヶ浦
		入間	中部航空方面隊司令部	埼玉、東京	硫黄島
		熊谷	第4術科学校	栃木、群馬、埼玉	
		木更津	第4補給処木更津支処	千葉	習志野、峯岡山
		市ヶ谷	航空中央業務隊	東京、神奈川	十条、目黒、武山
		府中	航空気象群		
		横田	作戦システム運用隊		
		新潟	新潟救難隊	新潟	佐渡
		静岡	第11飛行教育団	静岡	御前崎
		浜松	第1航空団	山梨、長野、静岡	
		岐阜	第2補給処	岐阜	
		小牧	第1輸送航空隊	愛知、三重	笠取山、高蔵寺、白山
		小松	第6航空団	富山、石川、福井	輪島
		奈良	幹部候補生学校	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	経ヶ岬、串本、饗庭野
西部	西部航空方面隊司令部	美保	第3輸送航空隊	鳥取、島根、岡山	高尾山
		防府南	航空教育隊	広島、山口、愛媛、高知、徳島、香川	防府北、見島、土佐清水
		春日	西部航空方面隊司令部	福岡、佐賀、長崎、熊本	高良台、背振山、海栗島、福江島
		築城	第8航空団	福岡、大分	
		芦屋	第3術科学校	福岡	
		新田原	第5航空団	宮崎、鹿児島	高畑山、下甕島
南西	南西航空方面隊司令部	那覇	南西航空方面隊司令部	沖縄	奄美大島、沖永良部島、恩納、久米島、知念、与座岳、宮古島

就職援護組織



注：実線は指揮系統を、破線は統制系統を示す。

就職の援助に関する実施成果報告

- 1 全般
- 2 細部
 - (1) 職業訓練
 - (2) 退職管理教育
 - (3) その他の施策
- 3 改善事項
- 4 就職の援助に資する施策の各種実績
付紙様式第1～付紙様式第10のとおり。

就職の援助に資する施策実績

区分	実施項目	実績数			備考（特記事項）
		定年制	任期制	合計	
職業訓練	部内技能訓練				
	部外技能訓練				
	車両（自動車）操縦訓練				
	通信教育				
	防災・危機管理教育				
退職管理教育	業務管理教育中央講習				
	業務管理教育地域別講習				
	就職補導教育				
その他の施策	職業適性検査				
	インターンシップ				
	能力開発設計集合訓練				
	技術資格取得集合訓練				
	任期制士に対するライフプラン集合訓練				
	キャリアコンサルティング				
	部外委託による進路設計相談				
	任期制自衛官の退職後の進学に対する支援				
	合同企業説明会				

幹部渉外広報課程入校者数	入校者数：
援護主務者講習受講者数	受講者数：
就職援護広報	企業招へい数： 招へい人数：

部内技能訓練実績

課目名	期間 (W)	受講者数					修了者数	備考 (特記事項)
		幹部	准尉	曹	士	計		
合計								

注：期間（W）の単位は、週とする。

部外技能訓練実績

課目名	期間 (W)	受講者数					修了者数	備考 (特記事項)
		幹部	准尉	曹	士	計		
合計								

注：期間（W）の単位は、週とする。

車両（自動車）操縦訓練実績

課目名	期間 (W)	受講者数					修了者数	備考 (特記事項)
		幹部	准尉	曹	士	計		
合計								

注：期間（W）の単位は、週とする。

通信教育実績

課目名	期間 (W)	受講者数					修了者数	備考 (特記事項)
		幹部	准尉	曹	士	計		
合計								

注：期間（W）の単位は、週とする。

部外委託による進路設計相談実施状況

区分		相談者数							延べ相談件数とその内容					
		相談者の退職予定日							進路相談に 関する相談	再就職に関 する 相 談	生活設計に 関する相談	その他 の相談	計	備考 (相談内容 等特記事項)
		6 月前	1 年前	2 年～3 年前	4 年～5 年前	6 年～10 年前	11 年以上前	計						
佐官	新規 相談人員													
	延べ 相談人員													
尉官	新規 相談人員													
	延べ 相談人員													
准・曹	新規 相談人員													
	延べ 相談人員													
士	新規 相談人員													
	延べ 相談人員													
合計	新規 相談人員													
	延べ 相談人員													

注：報告は、進路設計相談員の未配置の基地就職援護担当部隊等の長を除く。

合同企業説明会参加状況

依頼先 (参加場所)	依頼元	参加隊員数			付添隊員数	参加企業数	備考 (特記事項)
		定年制	任期制	合計			

- 注： 1 依頼先（参加場所）は、主催する部隊等又は企業名（基地等又は会場名）を記入する。
 2 依頼元は、援護室等名を記入する。
 3 参加企業数は、依頼元が主催した場合に記入する。

3 等空佐以上の階級にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果

連番	氏名	離職時の年齢	離職時の官職 (階級)	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位	特昇 有	継続 有	再就職 約束日

注：1 記入後の取扱いについては、「注意（人事）」とする。

2 報告対象年度に再就職日が属する職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に対する就職の援助の実施結果を記載するものとする。

3 日付は、和暦年月日を（〇〇. 〇〇. 〇〇）で記載する。

4 「再就職先における地位」の欄については、自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）別記様式第 4 に定める在職中に再就職の約束をした場合の届出における「再就職先における地位」と同様に記載する。

5 「特昇有」の欄には退官時に特昇した場合に、「継続有」の欄には退官後も就職の援助を継続した場合に「有」を記載する。

1 等空尉以下の階級（任期制隊員以外）にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果

連番	氏名	離職時の年齢	離職時の官職 (階級)	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位	特昇 有	継続 有	再就職 約束日

注：1 記入後の取扱いについては、「注意（人事）」とする。

2 報告対象年度に再就職日が属する職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に対する就職の援助の実施結果を記載するものとする。

3 日付は、和暦年月日を（〇〇. 〇〇. 〇〇）で記載する。

4 「再就職先における地位」の欄については、自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）別記様式第 4 に定める在職中に再就職の約束をした場合の届出における「再就職先における地位」と同様に記載する。

5 「特昇有」の欄には退官時に特昇した場合に、「継続有」の欄には退官後も就職の援助を継続した場合に「有」を記載する。

1 等空尉以下の階級（任期制隊員）にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果

連番	氏名	離職時の年齢	離職時の官職 (階級)	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位	特昇 有	継続 有	再就職 約束日

- 注： 1 記入後の取扱いについては、「注意（人事）」とする。
- 2 報告対象年度に再就職日が属する職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に対する就職の援助の実施結果を記載するものとする。
- 3 日付は、和暦年月日を（〇〇. 〇〇. 〇〇）で記載する。
- 4 「再就職先における地位」の欄については、自衛隊法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 4 0 号）別記様式第 4 に定める在職中に再就職の約束をした場合の届出における「再就職先における地位」と同様に記載する。
- 5 「特昇有」の欄には退官時に特昇した場合に、「継続有」の欄には退官後も就職の援助を継続した場合に「有」を記載する。